

# **提案条例説明資料**

**(追加提出分)**

**令和元年12月**  
**浜田市議会定例会議**

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 100 号</b>																				
2	題名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例																				
3	目的・理由	令和元年人事院勧告及び令和元年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給料表について、所要の改正を行うものです。																				
4	概要	<p>1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 1 条）</p> <p>(1) 特定任期付職員の給料月額の改正（第 6 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>374,000 円</td> <td>375,000 円（1,000 円増）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当の支給割合の改正（第 7 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 162.5 (100 分の 2.5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 165 (100 分の 5 増)</td> <td>100 分の 162.5 (100 分の 2.5 減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第 2 条）</p> <p>(1) 給料表の改正（別表第 1、別表第 2 関係）</p> <p>ア 改正の概要</p> <p>国が平成 31 年 4 月 1 日から適用する俸給表（大卒程度に係る初任給を 1,500 円、高卒者に係る初任給を 2,000 円引上げ。これを踏まえ、30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定）に準じ改正する。</p>	号給	現行	改正後	1	374,000 円	375,000 円（1,000 円増）	支給期	現行	改正後		令和元年度	令和 2 年度以降	6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 162.5 (100 分の 2.5 増)	12 月期	100 分の 160	100 分の 165 (100 分の 5 増)	100 分の 162.5 (100 分の 2.5 減)
号給	現行	改正後																				
1	374,000 円	375,000 円（1,000 円増）																				
支給期	現行	改正後																				
		令和元年度	令和 2 年度以降																			
6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 162.5 (100 分の 2.5 増)																			
12 月期	100 分の 160	100 分の 165 (100 分の 5 増)	100 分の 162.5 (100 分の 2.5 減)																			

		<p>イ 改正の対象範囲</p> <p>(ア) 行政職 1 級から 5 級までの職務の級の一部分</p> <p>(イ) 医療職 1 級から 3 級までの職務の級の一部分</p> <p>(2) 勤勉手当の支給割合の改正 (第 29 条関係)</p> <p>ア 再任用職員以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="529 470 1386 810"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 92.5</td> <td>100 分の 92.5</td> <td>100 分の 95 (100 分の 2.5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 92.5</td> <td>100 分の 97.5 (100 分の 5 増)</td> <td>100 分の 95 (100 分の 2.5 減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第 3 条)</p> <p>(1) 給料表の改正 (別表第 1、別表第 2 関係)</p> <p>ア 改正の概要</p> <p>国が平成 31 年 4 月 1 日から適用する俸給表に準じ改正する。</p> <p>イ 改正の対象範囲</p> <p>(ア) 行政職 1 級及び 2 級の職務の級の一部分</p> <p>(イ) 医療職 1 級及び 2 級の職務の級の一部分</p>	支給期	現行	改正後		令和元年度	令和 2 年度以降	6 月期	100 分の 92.5	100 分の 92.5	100 分の 95 (100 分の 2.5 増)	12 月期	100 分の 92.5	100 分の 97.5 (100 分の 5 増)	100 分の 95 (100 分の 2.5 減)
支給期	現行	改正後														
		令和元年度	令和 2 年度以降													
6 月期	100 分の 92.5	100 分の 92.5	100 分の 95 (100 分の 2.5 増)													
12 月期	100 分の 92.5	100 分の 97.5 (100 分の 5 増)	100 分の 95 (100 分の 2.5 減)													
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日 (一部は、令和 2 年 4 月 1 日)</p> <p>2 適用期日</p> <p>(1) 特定任期付職員</p> <p>ア 給料月額改正規定 平成 31 年 4 月 1 日</p> <p>イ 期末手当改正規定 令和元年 12 月 1 日</p> <p>(2) 一般職の職員</p> <p>ア 給料表改正規定 平成 31 年 4 月 1 日</p> <p>イ 勤勉手当改正規定 令和元年 12 月 1 日</p> <p>(3) 会計年度任用職員</p> <p>ア 給料表改正規定 令和 2 年 4 月 1 日</p>														

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 101 号</b>			
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	令和元年人事院勧告、令和元年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
4	概要	期末手当の支給割合の改正（第4条関係）			
		支給期	現行	改正後	
				令和元年度	令和2年度以降
		6月期	100分の160	100分の160	100分の162.5 (100分の2.5増)
12月期	100分の160	100分の165 (100分の5増)	100分の162.5 (100分の2.5減)		
5	施行期日等	1	施行期日	公布の日	
		2	適用期日	令和元年12月1日	

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 102 号</b>			
2	題名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	令和元年人事院勧告、令和元年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
4	概要	期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）			
		支給期	現行	改正後	
				令和元年度	令和 2 年度以降
		6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 162.5 (100 分の 2.5 増)
12 月期	100 分の 160	100 分の 165 (100 分の 5 増)	100 分の 162.5 (100 分の 2.5 減)		
5	施行期日等	1	施行期日	公布の日	
		2	適用期日	令和元年 12 月 1 日	